

長野市大字中御所字岡田 30 番地 20  
共 済 組 合 公 報 第 3 4 9 号 長 野 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合  
電 話 0 2 6 ( 2 2 8 ) 5 6 0 0

目 次

- 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について ..... 1
- 組合会議員の当選について ..... 3

公告第 14 号

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を次のとおり変更することについては、平成 15 年 5 月 30 日招集の第 122 回組合会において議決されたので公告する。

平成 15 年 6 月 5 日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 矢崎 和 広

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年公告第 4 号）の一部を次のように変更する。

第 6 条第 1 項中「被扶養者申請書」を「被扶養者申告書」に、「組合員証再交付申請書、遠隔地被扶養者証交付申請書又は遠隔地被扶養者証再交付申請書」を「組合員証等再交付申請書又は遠隔地被扶養者証交付申請書」に改める。

同条第 2 項中「又は遠隔地被扶養者証」を「、遠隔地被扶養者証又は高齢受給者証」に改める。

第 9 条中「継続療養証明書交付申請書」を「特別療養証明書交付申請書」

に、「継続療養証明書再交付申請書」を「組合員証等再交付申請書」に、「標準負担額減額認定証再交付申請書」を「組合員証等再交付申請書」に、「第105条」を「第109条」に、「継続療養証明書」を「特別療養証明書」に改める。

第11条中「出産手当金」の次に「(以下「療養の給付等」という。)」を、「受けるべき者が」の次に「、健康保険法第5章の規定による療養の給付等を受けることができるに至ったとき、又は」を加える。

第15条の見出し中「年金受給権者の」を「加給年金額対象者に関する」に改め、同条を第15条の2とし、第14条の次に次の1条を加える。  
(生存の確認)

第15条 施行規程第156条の3第1項の規定により組合が定める日は、8月末日とする。

第5章の章名を次のように改める。

#### 第5章 掛金及び負担金

第17条及び第18条の見出し中「及び特別掛金」を削る。

第19条の見出し中「及び特別掛金」並びに同条第1項及び第2項中「又は特別掛金」を削る。

第6章の章名を次のように改める。

#### 第6章 財務

第28条第1号中、「、給料、負担金及び掛金に関する月例報告書並びに様式第3号による月例報告書明細表」を「、給料及び期末手当等並びに掛金負担金に関する月例報告書」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 様式第3号による月例報告書明細表

同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 様式第4号による期末手当等報告書明細表

附則第4項を削る。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号及び第2号省略

様式第3号中「74：長期」を「74：在職派遣」に、「75：継続長期（退職派遣）」を「75：退職派遣」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第4号省略

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。ただし、附則第4項を削る規定は、平成14年12月1日から適用する。

公告第15号

組合会議員の当選について

平成15年6月3日執行の長野県市町村職員共済組合組合会議員補欠選挙において、次の者が当選したので公告する。

平成15年6月5日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 矢崎 和 広

市町村長が選挙した議員

選挙区	所属所	氏名	任期
第2区	下條村	伊藤喜平	平成15年6月3日から 平成16年11月30日まで
〃	白馬村	福島信行	〃